

大阪大学利益相反マネジメントガイドライン

令和5年4月28日制定

令和6年2月1日改正

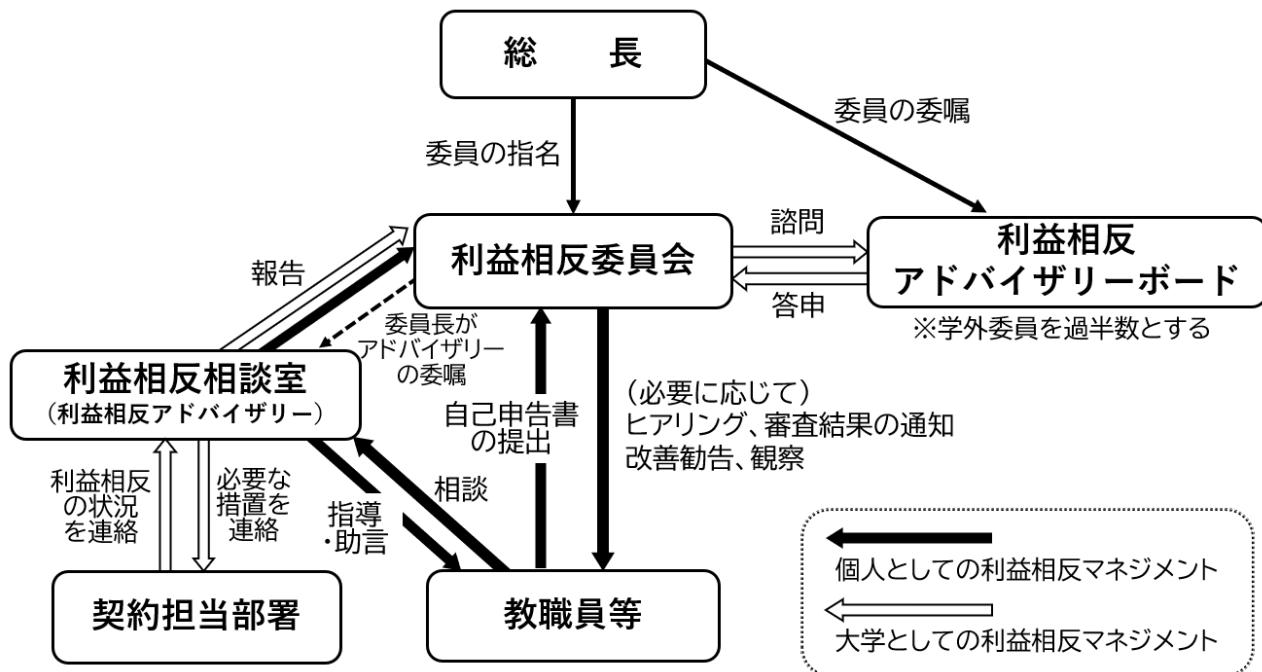
令和7年4月25日改正

利益相反委員会

1. 目的

このガイドラインは、大阪大学利益相反ポリシーの定めに基づき、大阪大学(以下「大学」という。)における利益相反マネジメントの実施方法を定めるものです。

2. 利益相反マネジメント体制図



3. 利益相反マネジメント実施方法

3.1 個人としての利益相反マネジメント

個人としての利益相反を適切に管理するため、以下のとおりマネジメントを実施する。

(1) 全学利益相反マネジメント自己申告

教職員等の利益相反を適切に管理するため全学利益相反マネジメント自己申告を実施する。

① 対象者

申告必須対象者: 本学の役員、教育・研究系の常勤教職員及び定時教育研究等職員(医員(研修歯科医)を除く。)

その他対象者: 自身と利害関係がある企業又は団体・法人(以下「企業等」という。)との産学官連携活動や物品購入等に関与している教職員等

② 実施方法

毎年、実施通知に基づき、対象者は下記の項目について所定の申告様式により申告を行う。

■ 申告項目

- ・企業等との利害関係(株式(公開株式5%以上、未公開株式)の保有及び売却、役員就任、兼業報酬(年間100万円以上)、ロイヤリティ収入、その他金品等受領)の有無

- ・利害関係先企業等との産学官連携活動等(共同研究、受託研究、知的財産権の実施、奨学寄附金、物品購入、学生の従事等)の有無
- ・利害関係先企業等との産学官連携活動等が有る場合は企業等からの個人的経済的利益の詳細(株式保有数、株式売却額、兼業報酬額、その他報酬額等)

③審査方法

申告の結果を利益相反委員会(以下「委員会」という。)にて分析・審査し、必要に応じてヒアリングを実施の上、改善勧告等を行う。

(2)厚生労働科学研究及び日本医療研究開発機構(AMED)の研究における利益相反マネジメント自己申告

厚生労働科学研究及び日本医療研究開発機構(AMED)の研究において義務付けられている利益相反管理を行うため毎年自己申告を実施する。

①対象者

厚生労働省及び日本医療研究開発機構(AMED)において利益相反管理が必要とされる研究に関わる教職員等

②実施方法

毎年、実施通知に基づき対象者は下記の項目について研究課題の採択が内定または決定してから交付申請の提出時まで、又は委託契約締結までの期間に対象課題毎に所定の申告様式により自己申告を行う。

■申告項目

- ・研究課題と関連する企業等との利害関係(株式の保有、兼業、個人的経済的利益(年間 100 万円以上)、産学連携活動等)の有無
- ・上記利害関係がある場合にはその詳細と研究の公正性担保の方法

③審査方法

申告結果を委員会にて審査し、必要に応じてヒアリングを実施の上、改善勧告等を行う。

3.2 大学としての利益相反マネジメント

大学としての利益相反を適切に管理するため、以下のとおりマネジメントを実施する。

[1]意思決定権者のマネジメント

教育研究評議会における共同研究講座(部門)及び協働研究所設置の審議、又は部局教授会等における共同研究、受託研究等の受け入れ及び寄附講座(部門)設置の審議において、相手先企業等と利害関係のある本学役員及び部局長等については、審議への参加を制限(欠席、退席等)し、決定プロセスの中立性と公平性を確保する。

[2]契約手続きにおける事前マネジメント

(1)マネジメント対象企業等

- ① 大学が株式等(新株予約権を含む)を保有している企業等
- ② 大学が出資している特定研究成果活用支援事業者が株式等を保有している企業等
- ③ 大学と包括連携契約を締結する企業等
- ④ 大学に年間 1 億円(又は過去 3 年度合計で 2 億円)以上の共同研究・受託研究費受け入れ実績がある企業等(共同研究講座(部門)、協働研究所を設置する企業等を含む)
- ⑤ 大学に年間 1 億円(又は過去 3 年度合計で 2 億円)以上の寄附受け入れ実績がある企業等(寄

附講座(部門)を設置する企業等を含む)

- ⑥ 大学役員が個人的経済的利益(株式の保有、兼業、報酬、ロイヤリティ等)を得ている企業等
- ⑦ その他委員会がマネジメントが必要と認める企業等

(2)取引事前確認

(1)のマネジメント対象企業等のリストを以下の①～③の契約担当部署(部局を除く)に送付し(年1回過去3年度実績)、リスト掲載企業等と大学との間で以下の①～③の取引を行う場合(部局においては企業等と以下の①又は④の取引を行う場合)は、各契約担当部署において決定プロセスへの利害関係者の関与の有無及び契約条件等を事前に確認し、利益相反上のリスクがある場合は、利益相反相談室へ速やかに連絡する。

- ①5,000万円以上の随意契約を行う場合
- ②知的財産の譲渡、ライセンスを実施する場合
- ③共同研究、受託研究等の申込みがあった場合
- ④通常と異なる契約条件(低廉な料金等)により施設・設備を貸し出す場合

(3)リスク判断及び措置

(2)に基づく連絡があった場合、利益相反相談室にて利益相反上のリスクを判断し、利益相反による弊害の発生を防ぐために必要な措置等について契約担当部署に連絡する。

4.利益相反相談室

利益相反に係る問題を未然に防ぐため、利益相反相談室において、教職員及び契約担当部署等からの相談を隨時受け付け、利益相反アドバイザリーが対応する。

5.利益相反アドバイザリーボード

大学としての利益相反マネジメントについては、委員会判断の客觀性を担保するため、学外専門家等で構成される利益相反アドバイザリーボードの意見を適切に反映しながら対応する。